

# 医療ガス供給設備保守点検業務処理要領

## 1 点検内容

### (1) 定期点検

下記の医療ガス供給設備について年1回の点検を行うものとする。

※ただし、⑥、⑧、⑨の点検回数については年4回とする。

なお、詳細数量については、別紙数量表を参照すること。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ① 酸素供給装置(全自動切替) 2列-12本立 | 一式 |
| ② 空気供給装置(全自動切替)         | 一式 |
| ③ 笑気供給装置(全自動切替)         | 一式 |
| ④ 窒素供給装置(全自動切替) 1列2本立   | 一式 |
| ⑤ 吸引装置                  | 一式 |
| ⑥ 警報設備                  | 一式 |
| ⑦ シャットオフバルブ             | 一式 |
| ⑧ アウトレット(壁付型)           | 一式 |
| ⑨ アウトレット(リール・天吊式型)      | 一式 |
| ⑩ シーリングモジュール            | 一式 |
| ⑪ マルチセーフガードシステム         | 一式 |
| ⑫ 合成空気供給設備              | 一式 |

合成空気供給設備関係点検

CE定期自主検査(酸素、窒素)

### (2) 臨時点検

障害があることを自ら発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を受けたとき、及び甲が必要と認めるときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

## 2 点検報告書

作業完了後は、速やかに報告書を提出すること。

## 3 業務完了報告書の提出

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。

## 4 実施時の留意事項

外来・手術室は土日休日に実施、救急センターは平日13-16時で実施すること。